

応力に対して少なくとも静止している支索は 3.5（この場合最大応張力のみに対して安全率は 4 と 6 の範囲内にあること）静止している支索以外の索条は 4（この場合最大応張力のみに対して安全率 6 より大であること）を下らないよう規定している。なおロープの安全を保つために、旅客索道では停留場内における支索の碇索（ていさく）は二重の引留装置とし、曳索は 2 本か、または 1 本で、1 本の場合はその切断と同時に搬器の握索部で予備曳索（制動索）をは握できる装置を設けている。またロープに異常な張力が作用した場合に、緊張停留場内の緊張重錘がリミットスイッチに接触して、巻上機を自動的に停止させる保安装置等を具備している。

(2) 索道の支柱 地形が複雑で延長が長くなると支柱を設ける必要があるが、その高さおよび配置は運転状態、輸送能力、建設費等に重大な影響を与えるから、その数を少なくし、かつ高さも低い方がよい。貨物索道は一般に木柱を用い、線路延長 1km 当りに 7～8 基、平均高さは 12m 内外であるが、最高支柱は 60m の例がある。旅客索道では鉄骨またはコンクリート構造で、最高は秩父三峰索道の 33m の例がある。支柱の径間は、索道規則では 1km 以内と制限されているが、外国では 1.4km の例がある。

(3) 停留場および保安装置 線路の起終点および中間には、客の乗降、貨物の積卸し、起動および緊張または線路方向を変更するために停留場が設けられる。旅客索道では停留場に運転の安全をはかるため、搬器が所定の停止位置をこえて進入した場合に巻上機を自動的に停止させるリミットスイッチが設けてあり、また停電等のため搬器が途中停止したときに運転できるよう、他の原動機を設備している。しかしなお運転不能の場合は、搬器内に設備してある安全下降器によって乗客を地上に降下できるようになっている。その他停留場係員、巻上機運転手および車掌が急停車を必要とした場合や、原動機の過負荷・過速度および停電になった場合に、自動的に巻上機を停止させず制動装置が設備してある。

(4) 沿線の保安装置 索道が交通ひん繁な河川および道路、鉄道、通信線または送電線路上を通過する場合は、その交差箇所に落下物防護のため、防護施設または適当な保安装置を設備するよう索道規則第 34 条で規定してある。

#### 4 旅客索道の施設現況

昭和 32・8 現在運転中の旅客索道の施設概要を示すと、前表のとおりである。――索道規則。索道の搬器。索道の停留場。索道の保安装置。（安藤 栄）

さくどうきそく 索道規則 索道の事業および技術に対する総合監督法規として、昭和 22・12・27 運輸省令第 34 号が制定公布され、翌年 1・1 から施行された。索道は通常ロープウェイと称されていて、必ずロープが空中につるされ、したがって搬器（主として車両）が宙に浮いていることが条件であり、鋼索鉄道（通常ケーブルカーと称されている）が、山間傾斜面にレールを敷設して、ロープで車両を牽引（けんいん）しているのとは構造が根本的に異なり、したがって適用法規も異にしている。

索道事業に対する監督法規としては、昭和 2・9・3 逓信省令第 36 号で制定、同年 10・1 から施行された索道事業規則が最初のものである。同規則は法律の根拠はなく、単独省令として索道事業全般の監督を目的として制定され、索道事業の経営には索道を設備する地を管轄する地方長官（現在の都道府県知事）の許可を要するなど、全般にわたって地方長官が権限をもっていたが、昭和 22・8・2 運輸省令第 21 号で、地方長官の権限が鉄道局長（現在陸運局長）に移管された。さらにその後、昭和 22・11・24

法律第 139 号で地方鉄道法の一部が改正され、同法第 1 条第 3 項に「索道＝関スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」と定められ、これにもとづいて新たに現在の索道規則が制定され、索道事業規則は廃止された。

索道規則は、制定後今日まで 5 回改正されたが、とくに重要なものは昭和 32・5・18 運輸省令第 16 号による改正で、索道事業の種類が根本的に改められ、夏山リフトに関する規定、危険品等の運送引受の拒絶の規定等がおかれ、そのほか保安上の見地から、索道の建設および運転について従来内規的な指導によっていた事項が詳細に規定化された。現在 5 章 77 条から成っている。規則の内容はつぎのとおりである。

1 定義および索道事業の種類 「索道」とは架空した索条に搬器をつるして運送する設備をいい、普通索道とは閉鎖式搬器（扉を有する箱型の搬器）を使用して人または人および物を運送する索道をいい、特殊索道とは、椅子式搬器（外部に開放された座席で構成される搬器）を使用して人を運送する索道をいう。「特殊索道」は、「甲種特殊索道」（いわゆる夏山リフト）、「乙種特殊索道」（スキーリフト）、「丙種特殊索道」（スキートー）の 3 つにわけられる。また貨物索道とは物のみを運送する索道をいい、専用索道とは公共団体または私人が専用に供するため設備するいわゆる自家用のものをいう。

索道事業とは公共団体または私人が他人の需要に応じ索道により旅客または貨物を運送する事業をいう。索道事業の種類は普通索道事業、特殊索道事業および貨物索道事業の 3 種とされる（第 1～2 条）。

2 事業の免許および工事施行の認可 索道事業を営もうとする者は、所定の書類および図面をそえた免許申請書を提出して陸運局長の免許を受け、免許後工事方法書等を提出して陸運局長の工事施行認可を受けることを要する（第 3～13 条）。

3 運輸の開始 索道事業者は陸運局長の検査を受け、その認可を受けて後、運輸を開始する（第 15 条）。

4 運賃・料金・運転度数・発着時刻の制定・変更 陸運局長の認可を受けることを要する（第 14 条）。

5 索道係員 係員の職制、服務および懲戒に関する規則を陸運局長に届け出ることを要する（第 14 条の 2）。

6 運送引受の拒絶 索道事業者は当該運送が法令または公序良俗に反する場合、特別な負担を伴う場合、やむを得ない支障のある場合等を除き、運送引受を拒絶できないものとされ、一方危険品等の運送引受は拒絶することを要する（第 16 条）。

7 監査 陸運局長は、届出や報告をさせ当該官吏をして検査や質問をさせることができ、また設備の改築その他の変更命令を出すことができる（第 17～18 条）。

8 合併譲渡等の制限 索道事業者の合併、事業の譲渡、事業の休廃止等は、陸運局長の許可を受けることを要する（第 19～21 条）。

9 専用索道 専用索道を設備しようとする者は、陸運局長の許可を受けることを要するが、1 構内（たとえば 1 工場内、1 鉱山内等）に設備するものにはこの規則は適用されない（第 28～29 条）。

10 建設 普通索道・特殊索道・貨物索道のそれぞれについて、索条・支柱・搬器・保安設備その他の設備の構造・性能等の基準が保安上の見地から詳細に定められている（第 30～62 条）。

11 運転 同じく保安上の見地から運転速度や最大乗車人員等の制限、車掌の乗務、風雨時の処置、設備の検査等について規定がおかれている（第 63～77 条）。